

フランスにおける教育現場での著作物の使用

弁護士 井奈波 朋子

はじめに

現在、文化庁（文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会）において、学校その他の教育機関における複製等に関する著作権法 35 条の改正を巡る議論の最中である。そこで、フランスにおける教育現場での著作物の使用に関して、どのような運用がされているかを紹介したい。

フランスでは、知的財産法典（以下「知財法典」という）において、教育研究目的での著作物の使用が例外として認められている（第 1）。例外規定は存在するが、現状は、関係する公的機関と著作権集中管理団体とが、例外に該当する使用も含め、例外に該当しない著作物の利用についても契約により合意するという、極めて実地的な運用がなされている（第 2）。

なお、以下「使用」と「利用」の文言は区別せず、基本的に「使用」に統一する。

第 1 知的財産法典における例外規定

1 立法経緯

教育研究目的での使用は、知財法典の著作権の例外規定（122-5 条 3 号 e）¹および著作隣接権の例外規定（211-3 条 3 号）に定められている。もともと知財法典には、教育研究目的での使用に関する例外規定は存在しなかった。かといって、必ずしも否定的であったというわけではなく、導入の可否に関する議論は存在した。

122 - 5 条 3 号 e) は、「情報社会における著作権および著作隣接権に関する 2001 年 5 月 22 日指令 2001/29/EC」（情報社会指令）に基づき、同指令を国内法化する 2006 年 8

¹ 122-5 条 3 号原文。下線は、2013 年改正による変更部分である（なお、項立てされているため、本来なら 122 - 5 条 1 項 3 号と表記されるはずであるが、フランスでは、122 - 5 条 3 号と表記されているので、それによる。）

3° Sous réserve que soient indiqués clairement le nom de l'auteur et la source :

e) La représentation ou la reproduction d'extraits d'oeuvres, sous réserve des oeuvres conçues à des fins pédagogiques et des partitions de musique, à des fins exclusives d'illustration dans le cadre de l'enseignement et de la recherche, y compris pour l'élaboration et la diffusion de sujets d'examens ou de concours organisés dans la prolongation des enseignements à l'exclusion de toute activité ludique ou récréative, dès lors que cette représentation ou cette reproduction est destinée, notamment au moyen d'un espace numérique de travail, à un public composé majoritairement d'élèves, d'étudiants, d'enseignants ou de chercheurs directement concernés par l'acte d'enseignement, de formation ou l'activité de recherche nécessitant cette représentation ou cette reproduction, qu'elle ne fait l'objet d'aucune publication ou diffusion à un tiers au public ainsi constitué, que l'utilisation de cette représentation ou cette reproduction ne donne lieu à aucune exploitation commerciale et qu'elle est compensée par une rémunération négociée sur une base forfaitaire sans préjudice de la cession du droit de reproduction par reprographie mentionnée à l'article L. 122 - 10 ;

月 1 日法 (DADVSI) によって創設されたものである。ただし、情報社会指令の規定と比較した場合、後述のように、フランスでは、例外として著作物を使用できる範囲はより限定的である。

122-5 条 3 号 e) の定めは、2013 年 7 月 8 日法²77 条により改正され、適用領域が拡張されている。なお、211-3 条 3 号の例外規定は、同法により改正されていない。

2 教育研究目的の例外

(1) 2013 年改正前の 122-5 条 3 号 e)

2013 年改正前の規定は、次のとおりである。「著作者の名前及び出所が明示されることを条件として、」 「e) 著作物 (教育目的のために作成される著作物、楽譜及び文書のデジタル版のために作成される著作物を除く。) の抜粋の上演・演奏又は複製であって、教育及び研究 (遊び又は娯楽のいずれの活動も除く。) の範囲内においてもっぱら説明を目的とするもの。ただし、その上演・演奏又は複製が供される公衆の大多数が、直接関係する生徒、学生、教員又は研究者で構成される場合、その上演・演奏又は複製の使用が、いずれの商業的利用ももたらさない場合、及びその使用が、第 122 の 10 条にいう複写複製権の譲渡を害することなく、一括払い金を基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る。」³

(2) 2013 年改正後の 122-5 条 3 号 e)

2013 年改正により、教育研究目的の例外の範囲が拡張された (下線は改正部分を示すため執筆者が付した)。「著作者の名前及び出所が明示されることを条件として、」 「e) 著作物 (教育目的のために作成される著作物及び楽譜を除く) の抜粋の上演・演奏又は複製であって、教育及び研究 (遊び又は娯楽のいずれの活動も除く。) の範囲内においてもっぱら説明を目的とするもの。これには教育の延長において行われる試験又は選抜試験の問題の作成および頒布目的のものを含む。ただし、特にデジタル作業空間を介して、その上演・演奏又は複製が供される公衆の大多数が、その上演・演奏又はその複製を必要とする教育養成行為又は研究活動によって、直接関係する生徒、学生、教員又は研究者で構成される場合、そのような公衆によって上演・演奏又は複製が何ら公表又は第三者への頒布の目的とならない場合、その上演・演奏又は複製の使用が、いずれの商業的利用ももたらさない場合、及びその使用が、第 122 の 10 条にいう複写複製権の譲渡を害することなく、一括払い金を基礎として交渉される報酬によつ

² LOI n° 2013-595 du 8 juillet 2013 d'orientation et de programmation pour la refondation de l'école de la République
<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000027677984&categorieLien=id>

³ 大山幸房訳。著作権情報センターHP より転載

て補償される場合に限る。」⁴。

2013 年改正法によって、改正前の規定に存在した「及び文書のデジタル版のために作成される著作物（を除く）」との文言は、削除された。

(3) 例外の適用条件

例外を享受する条件として、フランスでは、著作物の「抜粋」であることが要求される。情報社会指令 5.3 条 a) が、著作物の抜粋に限定せず、全体の使用をも認めることが可能であることに対し、知財法典は、全体の使用を認めなかった。ただし、「抜粋」として許容される範囲について、同法は、何らの基準も示していない。

そのほか、知財法典は、①著作物が公表されたものであること（122-5 条柱書）、②著作者の名前および出所が明示されること（122-5 条 3 号柱書）、③著作物の通常の利用を害するものではなく、著作者の正当な利益を不当に害するものではないこと（122-5 条）という 3 点を、例外を適用する条件としている。

教育研究目的の例外が著作権法に導入された当初、教育研究目的で著作物をオンラインで使用する場合にも、例外の適用があるか否かが問題とされた。これは、情報社会指令前文 42 項で、教育研究目的の使用について「通信教育を含む」旨、言及されているためである。

フランスでは、国内法化の際、通信教育やオンラインでの使用には言及されなかったため、例外規定が適用されるかどうかかどうか疑義が残ることとなった。知財法典における例外の厳格解釈の原則からすれば、法文に定められていない事項は例外として認められないと考えるのが自然である。2013 年改正法では、デジタル作業空間における使用を前提とし、これに限定を付す体裁の規定になっているので、オンラインでの使用にも例外規定が適用されることが明らかになった。

また、知財法典は、例外として使用するについて、報酬の支払いを条件としている。報酬は、複写複製権に対する報酬とは別途、交渉によって定められ、一括払いで支払われる。報酬額は、後述のとおり、関係者間の合意によって決定されている。

(4) 例外の対象から除外される著作物

教育目的のために作成される著作物は、例外の適用対象となる著作物から除外される。たとえば参考図書やマニュアルなどである。楽譜も同様に除外される。抜粋が問題とならない著作物（たとえば、視覚的美術作品）も、例外の適用対象から除外される。

また、従来、「文書のデジタル版のために作成される著作物」が除外されていたが、2013 年改正によってその除外部分が削除された。改正前の除外は、出版者が、学術的著作物をデジタル化することに対する投資を脅かす結果を生じさせないようにするた

⁴ 大山幸房訳。著作権情報センターHP より転載したものを 2013 年改正に合わせて修正。

めであった。改正後に使用対象となる著作物は、紙媒体かデジタルかを問わない。

ただし、後述するとおり、例外としての使用が認められない著作物ないし使用範囲についても、関係者間の合意により、合法的に使用することができるよう図られている。

第2 実務上の扱い

1 概要

教育目的に関する使用については、関係する公的機関と著作権集中管理団体との間において、以下の各合意がされている。⁵

①「教育研究活動の説明目的による書籍、レコード、定期刊行物および視覚的美術作品の使用に関する合意」⁶（以下、「書籍等の使用に関する合意」という）。

2014年11月6日、関係当事者間において、2014年～2015年の2年間における書籍、レコード、定期刊行物および視覚的美術作品についての教育研究活動目的での使用に関し、合意がされた。いずれ2016年からの2年間の使用に関する合意も成立すると予想されるが、未だ公表されていない。デジタル・コンテンツの発展と教育・研究レベルの変容を考慮して2年の期間に限定され、2015年末までの使用に関する合意とされている（前文12項）。書籍等の使用に関する合意自体、2006年から存在するようであり、従前、2010年12月8日付け合意⁷、2012年2月1日付け合意⁸と、2年ごとに更新されている。

②「教育研究活動の説明目的による映画・映像著作物の使用に関する合意」（以下、「映画等の使用に関する合意」という）⁹

2009年12月4日、関係当事者間において合意がなされ、その後、2012年～2014年における使用についても黙示的に更新されている。

③「教育研究活動の説明目的による音楽著作物の実演、音楽著作物の録音物・録画物の

⁵

<http://eduscol.education.fr/numerique/textes/reglementaires/aspects-juridiques/droit-auteur>

⁶ Protocole d'accord sur l'utilisation des livres, des œuvres musicales éditées, des publications périodiques et des œuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche 2015年1月1日公報掲載

<http://eduscol.education.fr/numerique/textes/reglementaires/aspects-juridiques/droit-auteur/accords-sectoriels/protocole-accord-06-11-2014>

⁷ Protocole d'accord du 8-12-2010 Utilisation des livres, de la musique imprimée, des publications périodiques et des œuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche

⁸ Protocole d'accord du 1-2-2012 BO n° 16 du 19 avril 2012

Utilisation des livres, de la musique imprimée, des publications périodiques et des œuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche

⁹ Accord sur l'utilisation des œuvres cinématographiques et audiovisuelles à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche 2010年2月4日公報掲載

<http://www.education.gouv.fr/cid50451/menj0901120x.html>

使用に関する合意」(以下、「音楽著作物の使用に関する合意」という)¹⁰

2009 年 12 月 4 日、関係当事者間において合意がなされ、2012 年～2014 年における使用についても黙示的に更新されている。

④複写複製について

複写複製については、教育研究活動のための例外に該当しないことを前提に、別途の合意が存在する。公立学校および協定のある私立の初等教育機関での 2014 年～2016 年における複写複製については、「公立および協定のある私立の初等教育機関における保護された著作物の複写複製に関する 2014 年 6 月 2 日付契約」¹¹が存在する。これは、2011 年 1 月 1 日～2013 年 12 月 31 日までの複写複製に関する 2011 年 10 月 26 日付契約が更新されたものである。公立および協定のある私立の中等教育機関については、2004 年 3 月 17 日付合意¹²が存在し、5 年毎に更新され、2014 年～2018 年の期間についても更新された(以下、双方を「複写複製に関する合意」という)。

2 上記各合意の当事者

(1) 使用者側

いずれの合意も、複写複製に関する合意を除き、使用者側当事者は、フランス国民教育・高等教育・研究省(以下、「国民教育省」という)¹³、大学学長会議(CPU)¹⁴である。国民教育省は、学校および教育施設を代表し、大学学長会議は、大学および高等教育施設・研究施設の長を代表する。複写複製に関する合意は、国民教育省のみが使用者側当事者である。

合意に係る教育機関は、初等教育と中等教育については、幼稚園から高校(職業高校なども含む)までの公立学校と協定のある私立学校であり、高等教育機関については、大学をはじめとするその他の研究機関である。

(2) 権利者側

権利者側当事者は、いずれも著作権集中管理団体であるが、合意により異なる。

書籍等の使用に関する合意は、フランス複写権利用センター(CFC¹⁵)、視覚的美術協

¹⁰ Accord sur l'interprétation vivante d'œuvres musicales, l'utilisation d'enregistrements sonores d'œuvres musicales et l'utilisation de vidéo-musiques à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche 2010 年 2 月 4 日公報掲載

<http://www.education.gouv.fr/cid50450/menj0901121x.html>

¹¹ http://www.education.gouv.fr/pid25535/bulletin_officiel.html?cid_bo=81401 2014 年 8 月 28 日公報掲載

¹² <http://www.education.gouv.fr/bo/2004/15/MENG0400637C.htm> 2004 年 4 月 8 日公報掲載

¹³ Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche (MEMESR)

¹⁴ La Conférence des présidents d'université <http://www.cpu.fr/>

¹⁵ Le Centre français d'exploitation du droit de copie

会（AVA¹⁶）、音楽発行者および著作者協会（SEAM¹⁷）が権利者側当事者である。

CFC は、新聞雑誌および書籍の複写複製権を管理する認可された著作権集中管理団体である。複写複製権のほかにも、書籍の出版者および新聞雑誌の発行者から、教育研究目的で第三者によって行われる刊行物の利用についてその権利の管理を委ねられている。さらに、著作権集中管理団体であり合意の当事者でもある SEAM、AVA、および演劇の著作物を管理する SACD（劇作家・作曲家協会）からも、本合意書の実施のため、許諾と報酬の受領を委任されている。AVA は、著作権集中管理団体である ADAGP（図形・造形美術著作権協会）、SACD、SAIF（視覚的美術および固定画像著作権協会）および SCAM（マルチメディア著作権民事会社）の委任により、教育研究目的での視覚的美術作品の使用のために、使用者に許諾を与える資格がある¹⁸。

映画等の使用に関する合意の権利者側当事者は、映画およびテレビ製作者協会（PROCIREP¹⁹）である。PROCIREP は、著作権管理団体である ARP（著作者・監督・製作者民事会社）、ADAMI（音楽実演家権利管理協会）、SACD、SACEM²⁰、SCAM、SDRM（複写権管理協会）、SPEDIDAM（音楽舞踊実演家権利許諾受領協会）を代理している。

音楽著作物等の使用に関する合意の権利者側当事者は、音楽著作者、作曲家および発行者協会（SACEM）である。SACEM は、著作権管理団体である ADAMI、SACD、SCPP（レコード製作者権利行使民事会社）、SDRM、SPPF（フランスレコード製作者協会）、SPRE（商業レコードの公衆伝達報酬受領民事会社）、SPEDIDAM を代理している。

複写複製に関する合意の権利者側当事者は、いずれも、CFC および SEAM である。

3 書籍等の使用に関する合意について

(1) 目的

本合意は、知財法典 122・5 条 3 号 e) に定める教育目的の例外の実施の条件を定めること、および使用が教育目的の例外の射程に入らないときには著作者の排他的権利に係ることを前提として、その使用を許諾することを目的としている²¹。

(2) 対象となる著作物

合意の射程に入る著作物は、書籍、新聞雑誌の記事、レコードおよび視覚的美術作品である。紙媒体かデジタル媒体かという発行媒体を問わず、保護される文書の著作物は、法律および本合意で定める条件の下で、視覚的美術作品を除き、抜粋の形態により使用

¹⁶ La société des Arts Visuels Associés

¹⁷ La Société des éditeurs et auteurs de musique

¹⁸ 書籍等の使用に関する合意前文 2 項

¹⁹ La société civile des Producteurs de Cinéma et Télévision

²⁰ La Société des auteurs, compositeurs et éditeurs de musique

²¹ 前文 9 項、1 条

することができる²²。このうち、書籍、新聞雑誌の記事、レコードについては、抜粋による使用であれば、例外の射程内である。ただし、教育目的のために作成される著作物および楽譜は、例外としての使用の射程に入らない。

レコードに関しては、通信教育に関する公的機関（CNED）と SEAM との間で、通信教育におけるレコードの抜粋の使用が直接の合意の目的となっているため、これに関連する使用は、本合意の対象から除外される²³。

視覚的美術作品については、抜粋は問題とならないため、全体での使用が許諾されている。

合意の対象となる著作物は、著作権者が当該合意の当事者となっている著作権管理団体に権利を委託しているものである。したがって、使用者は、求める著作物が合意の領域に入るかどうか確かめなければならない。そのための検索エンジンが、CFC のホームページに掲載されている²⁴。たとえば、出版者の HACHETTE は、使用できないものを指定し、それ以外の使用を認めているし、AFP 通信などの発行物も対象となっていることが確認できる。

なお、合意によってカバーされる発行物の中に表示されている視覚的美術作品は、必ずしも合意によってカバーされているとは限らない。そこで、このような他の発行物等に含まれる視覚的美術作品が合意によってカバーされているかどうかについては、使用前に確認する必要がある。

(3) 使用形態

2013 年改正法により、オンラインでの使用を例外として認められたことを受け、オンラインでの使用についても合意の対象としている。

他方、教育研究目的であっても、複写複製の形式による使用は除かれる。複写複製については、122-10 条によって定められる権利の義務的集中管理体制下にある。

a) 一般的な使用²⁵

- ・教育研究における説明目的での使用

教育研究の枠内における説明目的で許諾された使用者²⁶によりなされる、著作物の抜粋（視覚的美術作品については全体）の複製および上演演奏ないし表示が認められる。方式・方法を問わない。ただし、教育目的のために作成される著作物、楽譜、視覚的美術作品については、教育者および研究者の継続的教育のための上記に定める使用からは除

²² 前文 8 項

²³ 3 条

²⁴ http://www.cfcopies.com/V2/cop/cop_ens_num_rep.php

²⁵ 3.1 条

²⁶ 許諾された使用者とは、教育従事者、学習者、研究者、施設において教育・養成または研究活動に貢献するすべての者をいう（2 条）

外される。

使用方法の例示として、①文書の作成、②対面での使用、③イントラネットでの配信、④デジタルでの頒布が挙げられている。

文書の作成については、教育者による授業の準備、学習者による宿題の実施が例示されている。

なお、デジタル作業空間のような、イントラネットでの配信の名宛人は、大多数が、当該複製または上演演奏ないし表示を必要とする教育、養成行為または研究活動に直接関係する許諾された使用者であることを要する。

また、デジタル配信の名宛人は、当該複製または上演演奏ないし表示を必要とする教育、養成行為または研究活動に直接関係する許諾された使用者によって大多数が構成される公衆であることを要し、かつ、第三者に対する再配信の対象にならないことを条件とする。したがって、デジタルでの配信といっても、一般的なデジタル配信が認められるわけではなく、例として、電子メール送信、USB や CD-ROM などのモバイル媒体による頒布、電話会議やテレビ会議における配信が挙げられている。

・ 試験および選抜試験問題における使用

教育の延長のなかで企画された試験または選抜試験問題の作成および頒布のため、著作物の抜粋（視覚的美術作品については全体）の複製および上演演奏ないし表示、が認められる。方式・方法を問わない。ただし、楽譜には適用されない。

・ シンポジウム、講演またはセミナーでの使用（合意 3.1.3 条）

シンポジウム、講演またはセミナーにおける著作物の抜粋（視覚的美術作品については全体）の複製および上演演奏ないし表示が認められる。方式・方法を問わない。シンポジウム、講演またはセミナーの公衆は、その大多数が許諾された使用者により構成されることを条件とする。

b) 特別な使用²⁷

・ 厳格に限られた作品全体の使用

本合意は、知財法典 122・5 条 3 号 e) の規定を害することなく、次の範囲内で、教育および研究の説明目的で、方法・方式の如何を問わず、著作物全体の複製および上演演奏ないし表示を認める。①詩のような短い著作物および視覚的美術作品で、本合意に定める使用のため。②著作物の研究のための対面での上演演奏ないし表示（教育目的のために作成される著作物および音楽の楽譜を除く）。ここにいう使用は、著作物の通常の利用を害することなく、かつ著作者の正当な利益を不当に害しないことを要する。

²⁷ 3.2 条

・インターネット上の配信

本合意は、知財法典 122-5 条 3 号 e) の規定を害することなく、①試験および選抜試験問題、②学位論文、③講演の録音を、ネット配信の方法により使用することを認める。

①は、著作物の抜粋（視覚的美術作品については全体）を含む試験問題または選抜試験問題を国民教育省のインターネットサイト上でネット配信できることを意味する。試験問題として、教育の公的サービスの範囲で学位や資格の取得を可能とする試験問題、国民教育省により主催される公職の選抜試験問題、高校の選抜試験および職業の選抜試験問題が挙げられている。なお、楽譜は除かれる。

②は、著作物の抜粋（視覚的美術作品については全体）を含む博士論文をネット配信できることを意味する。ここでは、レコードは除外される。商業的使用でないことが求められる。さらに、著作物または著作物の抜粋が、それ自体抜粋されないこと、および博士論文の著者が、配信前に出版契約を締結していないことを条件とする。

③は、シンポジウム等の録画映像に示された著作物の抜粋（視覚的美術作品については全体）の複製および上演演奏ないし表示のネット配信が認められることを意味する。

・蓄積²⁸

著作物の抜粋（視覚的美術作品については全体）の複製および上演演奏ないし表示の蓄積が、方式・方法を問わず認められる。

(4) 使用条件

著作物の使用にあたって、以下の使用条件を遵守することが求められる。ただし、教育目的の例外の範囲を制限する効果をもつものではない。

a) 使用の一般的条件²⁹

・本合意に定められる使用は、CFC、SEAM および AVA の作品目録にある著作物を前提とすること。当該作品目録は CFC のサイトで参照することができる。

・使用される著作物は、許諾された利用者によって、売買、贈与、サービスによって、正規に取得されたものであること。

・使用の際に、著作者、作品の題号、出版者を表示すること。ただし、著作者または著作物の識別が、教育の目的である場合は除かれる。

・いかなる商業的利用も行われえないこと。

²⁸ 3.3 条

²⁹ 4.1 条

・特別な場合を除き、著作物の抜粋を前提とし、全体を前提としないこと。なお、法律上は、「抜粋」の定義は存在しないが、書籍等の使用に関する合意では、「合理的な幅を有する著作物の部分または断片であり、かつ、その全体において創作物に置き換わり得ないものであること」と定義されている³⁰。したがって、「短い引用」の例外より、広い範囲での使用が認められていることは間違いないといえるが、この定義でも漠然としたままである。

・配信・頒布は、大多数がその上演演奏ないし表示またはその複製を必要とする教育行為、養成行為、研究活動に直接関係する生徒、学生、教育者、研究者からなる公衆に限定され、第三者を対象としないことが求められる。その結果、インターネット配信は、限定的範囲でのみ認められる。

b) 教育の例外に該当しない使用および著作物についての特別な条件³¹

・教育の例外に該当しない著作物について、本合意によって定める利用は、次のとおりの抜粋を前提とする。①書籍の形式により出版された教育目的のために作成される著作物については、抜粋は、連続する4頁を超えず、作品の頁の10%以内であることを要する。②定期刊行物の形式により出版された教育目的のために作成される著作物については、抜粋は、同一の号の2記事を超えてはならず、印刷された刊行物の頁の10%以内であることを要する。③レコード³²については、抜粋は連続する3頁を超えてはならず、関係する作品（歌詞および／または楽曲）の10%内であることを。なお、作品全体の複製は、視覚的美術作品に限って認められる。

・教育目的のために作成される著作物に関する制限

本合意に定める使用は、紙媒体で発行された著作物のみに関係する。デジタル媒体で発行されたものは、CFCのサイト掲載の目録（データベース）に灯籠された範囲で使用可能である。

・視覚的美術作品の場合

一教育または研究作業につき、20作品に限定される。また、作品のデジタルによる複製および上演演奏ないし表示は、画素数400×400ピクセルでかつ解像度72DPIまでに限定される。

(5) 報酬の支払いと分配

³⁰ 4.1.5 条

³¹ 4.2 条

³² 原文を直訳すると、「編集された音楽著作物」である。

報酬として、国民教育省が、CFC と AVA に対し、1 年に月 1,700,000 ユーロの固定額をパッケージで支払う(内訳は、CFC に 1,437,000 ユーロ、AVA に 263,000 ユーロとなっている)。これには、CFC、AVA、SEAM および SACD が有する排他的権利の使用の対価として受領する部分と、教育目的の例外に定める対価として受領するものの双方の報酬が含まれる。この額は、初等・中等教育サービスと高等教育サービスが平等の割合で、負担するとされる³³。

権利者の代表者が、報酬を著作者と出版者に再分配できるよう、国民教育省は、教育施設に対し、著作物または著作物の抜粋の使用申告するよう要求することを約している³⁴。

また、教育施設における著作物のデジタル形式による使用については、今後の検証対象とされている³⁵。

4 映画等の使用に関する合意および音楽著作物の使用に関する合意

両者は別個の合意であるが、ほぼ同内容である。

(1) 目的

映画等の使用に関する合意および音楽著作物の使用に関する合意は、教育研究活動の説明目的に限定した、国民教育省および CPU と著作権管理団体との間における、保護された映画・映像の著作物の利用に関する合意ならびに音楽著作物の録音・録画物および音楽著作物の実演の使用に関する合意であり、知財法典 122-5 条 3 号、211-5 条 3 号に定める教育目的の例外を実施する条件を定め、かつ例外の適用範囲に入らない使用の許諾を目的とする。

(2) 使用形態³⁶

a) 教室内での著作物の全体および著作物の抜粋の使用

映画等については、無償の映像伝達サービスによって、アナログまたはデジタルの電波により配信される、生徒または学生に対する教室内における著作物全体の上演・演奏ないし表示が認められる。その他の場合には、抜粋の使用のみが可能である。音楽等については、教育または研究の説明目的に限定した、学生または生徒への音楽の録音物の教室内における全体の上演・演奏ないし表示、および生徒または学生による音楽著作物全体の教室内における上演・演奏が認められる。

映画等の使用および音楽著作物の使用双方とも、上記の目的に限定したこれらの著作物の一時的複製も認められる。

³³ 7 条

³⁴ 5 条

³⁵ 6 条

³⁶ 2.3 条

b) 試験・選抜試験における著作物の抜粋の使用

試験または選抜試験の問題に、著作物の抜粋を掲載することが認められる。加えて、音楽著作物に関しては、試験または選抜試験において、受験者が音楽著作物を上演・演奏することが認められる。

c) シンポジウム、講演またはセミナーにおける著作物の使用

高等教育機関または研究機関の発意および責任の下で開催されるシンポジウム、講演またはセミナーにおける著作物の抜粋の上演・演奏が認められる。ただし、聴衆の大部分が、直接関係する生徒、学生、教育者または研究者により構成されることを条件とする。

d) ネット上における著作物の抜粋の使用

施設のイントラネット・エクストラネット³⁷上において、合意の目的である施設の生徒、学生、教育者および研究者の教育研究作業に含まれる著作物の抜粋のネット配信が認められる。ただし、イントラネットでの配信は、登録された生徒等にのみ向けられ、かつ生徒等がこれらの作業に直接関係する者であることを要する。エクストラネットでの配信は、通信教育のプログラムに登録された生徒等のみに向けられ、かつ生徒等がこれらの作業に直接関係する者であることを要する。さらに、博士論文における著作物の抜粋のインターネット配信が認められる。

e) デジタル・アーカイブ化

合意により認められた教育施設、または当該施設に関する教育者または研究者による保存目的に限定した教育研究作業に含まれる著作物の抜粋のデジタル・アーカイブ化が認められる。

(3) 使用条件³⁸

映画・映像および音楽に共通する一般的使用条件として、①教育、研究の枠内で説明目的に限って複製または上演演奏ないし表示すること。②著作者および著作物の表示、音楽の録音物については実演家とレコード会社の表示をすること（ただし、著作者または著作物の識別が教育訓練の目的である場合を除く）。③商業利用でないこと。④使用される著作物は正規に取得されたものであること。なお、合意は、教育の公的

³⁷ 同一の教育または研究施設の情報処理回線であって、遠隔の情報処理端末から、外部の電気通信回線経由で、当該施設の教育者、研究者、生徒または学生によって無償でアクセスができ、そのアクセスが効果的に公衆の識別方法によって保護されるもの

³⁸ 2.2 条

サービスの必要のために特別に作成された著作物の取得に関する契約条件に何らの効果も及ぼさない。また、合意は、保護される著作物の全体または部分の複製の生徒らに対する配布を認めるものではなく、著作物および保護される目的物またはそれらの抜粋のデータベース構築を認めるものではない。

有償の媒体で頒布された映画・映像、有料のサービスで配信された映画・映像の著作物の利用は、今後、本合意に基づき可能となる。映画・映像の著作物の抜粋は、6分に限られ、かつ全体の長さの10分の1を下回ることを要する。ただし、同じ作品からいくつかの抜粋を使用するときは、それらの全体は、著作物の長さの15%を超えてはならない。

音楽の録音物・録画物の抜粋は、著作物の部分的使用で、30秒に限り、かつ、全体の長さの10分の1を下回ることを要する。同じ著作物のいくつかの抜粋を使用するときは、それらの全体は著作物の作品全体の長さの15%を超えてはならない。

また、録音録画物は、ADAMI、SCPF、SPRE、SPEDIDAMの作品目録に入るものであることを要する。また、音楽著作物は、SACEM、SACD、SDRMの作品目録に入るものであることを要する。

(4) 報酬³⁹

映画等の著作物の使用については、国民教育省が、PROCIREPに対して、2009年分として、15万ユーロを支払うこととされている。

音楽の著作物の使用・利用については、国民教育省が、SACEMに対して、2009年分として、15万ユーロを支払うこととされている。

5 複写複製に関する合意

教育目的で行われる複写複製であっても、例外としての使用に該当せず、合意により、必要な複写複製の許諾が与えられている。

(1) 初等教育機関における複写複製の報酬

国民教育省が、CFCに対し、770万ユーロを支払うこととされている。内訳は、幼稚園における利用について160万ユーロ、小学校における使用について610万ユーロである。幼稚園については、使用に関する制限は特にない。小学校における使用については、1人の生徒につき、年間で、平均40頁のコピー数を前提に算定されたものである。

(2) 中等教育機関における複写複製の報酬

同じく、国民教育省が、CFCに対して支払う。1999年には、1人につき年間40頁を前提に、1人年間10フランとして算出されていた。これは、実際のデータをとることに

³⁹ 3条

よる見直しの対象となった。調査の結果、1人年間およそ 55 頁と判明した。そこで、2004 年は、1人年間 1.55 ユーロ（消費税抜きで 1.47 ユーロ）とされた。2005 年からは、各施設が、CFC に学生数と複写複製の利用数を明らかにすることとされ、2005 年～2008 年までは、1 頁～100 頁について消費税抜きで 1 人につき年間 1.50 ユーロ、101 頁～180 頁までの複写複製については消費税抜きで 1 人につき年間 3.20 ユーロ～2.07 ユーロの間で変動している。

第3 我が国への示唆

1 フランスにおける運用の特徴

教育研究目的のための使用に関する各合意によれば、例外として使用と利用許諾を区別して定めているものの、前者の使用に対する報酬と後者の利用許諾の対価としての報酬については特に区別することなく規定している。その結果、例外として使用できる部分とそうでない部分を区別する意味も乏しくなり、さらにいえば、教育目的による例外自体を創設したこと自体の意味も乏しくなる。ただし、集中管理の対象にならない著作物の全体を使用した場合には、排他的権利を行使しうるので、区別する意味がなくなるわけではない。

しかし、フランスの手法には、そのような理論上の区別を超越した利点が認められる。たとえば、契約的手法という単純明快な手段が採用されていること、契約内容は公報により公開され透明性が確保されていること、例外による使用と排他的権利の使用を含め、各種の制約はあるものの合意に従って著作物を使用することが可能となっていること、教育機関において、「短い引用」の例外規定をわざわざ援用する必要がなくなっていること、著作権集中管理団体を通じて著作権者に報酬が還元される仕組みとなっていること等、運用面では極めて便宜的であり、参考とすべき点が多いように思われる。

我が国においては、著作物の利用円滑化のために、教育機関側のニーズとして、教育機関が使用できる対象となる著作物を増大させること、それらの著作物の検索を容易にし、相談や許諾の窓口を一本化することによって管理コストを減らすこと、包括ライセンスを可能とすること、教育目的における使用に対する独自の使用料規程を設け、それを明示すること、等が挙げられている。これに対し、フランスではいとも簡単に、これらのニーズをクリアしている感がある。

そこで、教育研究目的のための使用に関する各合意の手法だけでなく、フランスにおいて、このような運用が可能となった背景にも着目する必要がある。

2 教育目的の例外の背景

我が国においても、著作権法 35 条の例外の適用範囲に関する法改正について議論するにあたり、教育活動の公益性が認識され、公益性ゆえに知財法典 35 条が規定する権利制限を拡張する方法での改正が検討されているところである。

フランスにおいても、教育の公益性に重きを置いていることは明らかである。なんとい

っても、公立学校に通えば、大学まで授業料が無償となる国である(外国人も無償である)。

フランスと日本を比較して、印象が異なると感じるのは、著作権の位置づけについてである。我が国では、教育の公益性の高さを考えれば、教育の実現のために、ややもすれば著作権者に犠牲を求めてもよいのではないかという論調もあるかのように感じられる。これに対し、フランスでは著作権も同等に尊重されるべきであるという思想が、根底に感じられる。教育目的の公益性と著作権者の権利との間に等式が成り立つからこそ、例外としての使用と排他的権利としての利用という側面を纏めて、報酬支払いという解決に至ったのではないと思われる。少なくとも、著作権が権利制限の対象になり、かつ、補償金も受けられないという財産権の強制収用を認めるかのような発想はないと考えられる。

3 教育を巡る環境

フランスの教育事情と日本の教育事情において、大きく異なる点は、フランスでは、公立学校の占める割合が圧倒的に多いことである。

2009年～2010年の統計によると、フランスの初等教育における公立学校の数は48,975校であり、私立学校の数は5,305校となっている。中等教育における公立学校の数は7,902校、私立学校の数は3,475校となっている⁴⁰。高等教育機関は学生数で比較すると、同年のデータで全学生数2,316,100人に対し、私立大学は、26,100人である⁴¹。

したがって、使用者側となる教育関係者の把握は比較的容易であり、国や大学側において使用や報酬の支払いを統括しやすい。なお、公立学校の授業料は無償なので、生徒・学生に著作権料が転嫁されることはないと思われる。

4 市場への配慮

我が国では、権利者側が教育機関のニーズを満たす配信サービスやライセンススキームを提供している場合、権利制限の対象外とすべきかが議論されている。

フランスにおいては、まず、教育目的のために作成された著作物は例外の適用範囲外とされ、教育市場への一定の配慮がなされている。教育目的で作成された著作物であっても、権利者が教育目的での使用を認めることは可能であり、その場合には、CFCのデータベースに登録される。

したがって、権利者は、一定の範囲で使用料の分配を受けて教育現場における利用に供するか、一般の利用許諾に基づいて利用に供するかを選択することができる。

5 手続コスト

我が国では、教育現場において著作物を使用するにあたっての権利者検索コストや権利

⁴⁰

<http://www.ambafrance-jp.org/IMG/pdf/7sitef211r-2.pdf?9095/46e20ba39ebe30ad7f6add2446ac087c3508741f>

⁴¹ 同上

処理コストが問題となり、それが権利制限を拡張する方向へと議論を推し進めている印象を受ける。

フランスは、報酬支払を条件とするなどの制約があり、例外としての使用であればすべての著作物が使用できるわけではない。そこで、使用できる著作物の選別が必要となる。教育目的のための使用に関する各合意の権利者側当事者は、いずれも集中管理団体であり、使用可能な作品は CFC のホームページにある検索システムを用いて確認できるようになっている。

すくなくとも、著作権集中管理団体に問い合わせをすれば、使用できる著作物かどうかの判定は可能である。権利処理コストについても、各合意により一括処理がなされているため、集中管理団体の管理下にある著作物を使用するのであれば、権利処理手続きにかかるコストはゼロである。

我が国においては、特に一般書籍に関して、教育目的による使用を一括処理できるような集中管理システムが存在していないという点が、教育目的による使用の推進を妨げている大きな要因になっているように思われる。

以上